

錦帯橋一卷（毛利家文庫30地誌29）

文書館資料で
旅する山口県

防長紀行

＊09

名所 ③

幕府役人の来藩と錦帯橋(1)

《幕府巡見使、来たる》

江戸時代、幕府は大名の監察のひとつとして、「諸国巡見使」(以下、「巡見使」)を、将軍の代替わりごとに全国へ派遣しました。巡見使は、全国を8ブロックに分け、3人1組で巡見しました。その形が定型化したのは天和元年(1681)以降で、天保9年(1838)まで行われていました(以上、『国史大辞典』より)。

萩藩への巡見使来訪は9回あったと言われています。彼らは中国地方を監察する一行で、萩藩領へは石見国(現島根県)から領内に入り、反時計回りに萩藩領をめぐる、山陽道を使って安芸国(現広島県)へと抜けていくのが一般的なルートでした(シートNo.10参照)。

ところが、延享3年(1746)に萩藩領を来訪した巡見使が、急に「錦帯橋を見たい」と言い出しました。先例にはない事態に、萩藩はどのように対応したのでしょうか。

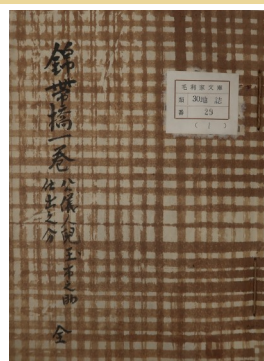
《巡見使、錦帯橋へ》

裏面の図は延享3年のものではありませんが、錦帯橋周辺の状況を確認してみましょう。

赤色の道は山陽道で、西から、柱野村→御庄村→関戸村→小瀬村へと至るルートが示されています。ところが、柱野村と御庄村の途中から黄色で示された道(岩国道)があり、錦帯橋見物に使われた道であることを示します。明らかに、当初ルートから外れています。

延享3年5月23日に萩藩領へ入った巡見使ですが、6月8日高森に到着すると、明日、錦帯橋を見物すると言い出します。

この時の巡見使に随行していた萩藩の井上半右衛門ですが、主君からは前回巡見使が来藩した享保2年(1717)の例に違ふことなく案内せよ、との命を受けていました。一方で、巡見使の錦帯橋を見たいという要望は、ほとんど命令であり、それを無下に断ることはできません。井上は巡見使による要望を受け入れざるを得ず、6月9日、高森を出立した巡見使一行は、柱野村で休息を取り、錦帯橋を往復してから



錦帯橋一卷
(毛利家文庫30地誌29)

延享3年に巡見使が急遽錦帯橋見物を行ったことについて、江戸の公儀人であった児玉市之助が、江戸での交渉のいきさつをまとめたものです。巡見使に随行していた井上半右衛門からの調書も含まれます。錦帯橋見物を先例としないよう巡見使から書面の提出を求めたものの不調に終わったことからまとめられました。

河原へ降りて下から橋の組み物を見物し、山際の道を東に進んで関戸に到着、宿所としました。この時の様子を井上は、錦帯橋見物のために岩国へ迂回したに過ぎず、その様は巡見使の業務とは思えない。江戸出立前に巡見使の休泊地は幕府老中に届け出ている以上、岩国で昼休みも宿泊もできないので、そうしたことを岩国では行わず、予定していた関戸へ向かったのだ、と記しています。珍しい橋を見物できた彼らは、翌10日、関戸から小瀬川を越えて安芸国へと向かったのです。

《錦帯橋見物の影響》

巡見使による錦帯橋見物は、萩藩には後味の悪いものとなりました。

例えば、巡見使錦帯橋見物の報を受けた江戸では、6代藩主毛利宗広が問題視し、幕府老中酒井忠恭(ただずみ)へ内々ながら申し入れを行って、場合によっては訴訟にまで及ぼうとしました。ただし、この計画は大事にし

ない方がよいとの判断で断念しています。

そこで、今度は江戸に戻った巡見使たちに、錦帯橋見物は前例とはしない旨の書面を求めます。しかし、萩藩が望むような文面の作成には至らず、これもうまくいきませんでした。

巡見使の錦帯橋見物は、萩藩にとって単なる前例破りにとどまらないものでした。一例を挙げれば、巡見ルート上にない岩国へわざわざ迂回したのは、岩国の吉川家からの要請によるものか、との憶測を呼びました。あるいは、巡見使が吉川家家臣に直接意思を伝えたこと(通常は萩藩ルートで伝達)も問題となりました。吉川家の処遇は、萩藩にはセンシティブな事案でした。

なお、巡見使に随行していた井上半右衛門は、その不手際の責任を問われ、罰せられています(300石の内200石没収の上、隠居)。

【図】家斉公・家慶公御代替將軍宣下(毛利家文庫2柳営10<5の1>)に見える岩国周辺図



巡見使たちは、その業務として「はね橋」(錦帯橋)を視察するために迂回したのではなく、見物に向いたに過ぎないと、巡見使に随行していた井上半右衛門の目には映っていたことが窺えます。また巡見使の休泊地は事前に老中に届け出ていたため、巡見使の独断で変更することはできないことから、岩国で休息も宿泊もしなかったと言っています。



一、此度岩国通御通行之儀者、はね橋見物迄之儀と相見申候、御双方共岩国におゐてハ全御勤相も無之と相見申候、将又上使諸国御休泊之儀者江戸御出足前御書記、御老中様方江御達被置候趣之由兼而承及候、左様之筋故、岩国之儀御昼休二も御泊二茂不被為成事と存候故、偏はね橋御見物計之儀と相見申候事、

【表面翻刻】